

Title	明治史料研究連絡會編『民権論からナショナリズムへ』
Sub Title	The Joint seminar on the history of Meiji era (ed.) : From minkenron (social contract) to nationalism
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.5 (1957. 5) ,p.61- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570515-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

細に検討されて欲しいところである。三番目には、刑務所における經濟生活が論じられている。Bでは逃走、脱獄、暴動の心理分析とその精神的限界狀況が説明されている。

第三部については、それが管刑、追放、罰金刑に關するものであらうとだけ言っておこう。

VI 大部の本を要約することは、的確な取捨選擇能力がないと、全體を展望しないで局部を擴大したようなことに終つてしまふ恐れがある。筆者の能力を越えた仕事であつたという不安の念で筆を擱くことは心苦しい。

本書については、その一卷を前記のヴェルテンムルガー、ジーン・ルツの外に、シュルツ (Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht 69. Jahrg. Heft 4, 1954, S. 568 f.) とクルラン (Gottkammer's Archiv für Strafrecht Jahrg. 1954, Heft 10, S. 819) が、第二巻については今のところシュルツ (Schweizerische Zeitschrift für Strafrecht 71. Jahrg. Heft 1, 1956, S. 89 ff.) が長短の差はあるにせよ、それぞれ好意的な批判を行っている。著者にはこの外、Zur Psychologie der Einzelhikte という本がある。第一巻は「窃盜、侵入盜犯、強盜」(一九五四年)を扱い、第二巻は「殺人」(一九五六年)を扱っている。いずれ機會があつたら紹介をしたいと思つている。

終りに、私が紹介した「刑罰」について、他日これを基礎にして「死刑」に關する理論的な研究を公にしたいと思つている。それ迄はこの簡単な書評が、本書の存在を明確に印象づけることに成功する

ならば、筆者の努力の一部は報いられたとしなければならぬ。

(一九五七・四・九) (宮澤浩一)

明治史料研究連絡會編

『民權論からナシヨナリズムへ』

戰後、明治史攻究の旺盛なる勃興は、年をおうてめざましいものがある。法制史・政治史・思想史をはじめとして、種々の研究分野における諸先輩のたゆみなき研鑽は、質量ともにすぐれた學的成果となつて公けにされ、複雑多岐にわたる明治史の構造は、急速に、その全容をわれわれのまえにあらわしつゝある。

しかしながら、一部の學問領域にあつては、史的解明の速度がいささか急激にすぎたきらいがあり、ために、その部門における考究が、すでに行きつまりをみせてきている、との感を禁じえない。すなわち、ここに、數多の研究業績の史學史的整序と、その再検討をつよく要請する聲のうまれるゆえんがあり、筆者も、これが必要を痛感していたひとりである。

このたび、學術雜誌に既發表で、しかも、現在これ入手することのきわめて困難な努力のなかより、とくに明治前期の歴史研究に

とつて不可缺の論稿をえらんで再集成する、という趣旨にもとづき、「明治史研究叢書」が刊行されるはこびとなり、すでに「自由民権運動」「地租改正と地方自治制」の二巻が発刊され、ついで本書の上梓をみた。

研究者にあたる便益についてはいうまでもなく、將來の明治史研究に、新たな展望をひらくものであらう。本書の編集の任にある、明治史料研究連絡會の勞を多といたしたい。

二

「民権論からナショナリズムへ」と題されていることによつても知られるごとく、明治前期における民権思想の形成より國權思想展開の過程を基軸に、わが近代政治思想の成長を理會するための重要文献を集録したのが、この一巻である。

巻頭の「解説」は、家永三郎教授が筆をとられ、以下つぎの諸論策を収める。

岡 義武「明治初期の自由民権論者の眼に映じたる當時の國際情勢」

鈴木安藏「植木枝盛の人民主權論」

西田長壽「馬場辰猪」

丸山眞男「陸羯南と國民主義」

隅谷三喜男「天皇制の確立過程とキリスト教」

遠山茂樹「民法典論争の政治史的考察」

登載された六編は、いずれも過去における權威ある先驅的業績であるが、年代的にかなりまえに發表された論考においても、いまあ

らためて一讀してみても、いぜんとして多くの重要問題を含蓄し、提出していることに、まず注意をほらいたい。

家永教授の「解説」(以下三頁)は、この貴重な諸勞作を的確にとらえ、それぞれを、明治思想史のなかに適切に位置づけられたものであり、補足として、民権論から國權論への轉移が萌芽的に集中されている、福澤諭吉を中心とする啓蒙思想について、かなりの紙幅をさかれている。

教授の説かれるところに、にわかに首肯しがたい一・二の點があるとはいへ、當時の時代的背景にゆたかな視野をひろげ、すぐれた分析力をもつて手際よく整理されたこの論述はすこぶる要領をえており、いわば明治前期の思想史概観として、注目の話題を投ずるであらう。現今、明治思想史研究の指導的地位を占められている教授にしてはじめて可能といふべく、本書解説の執筆者として、まさにその人をえた、との感がふかい。

三

岡教授の「明治初期の自由民権論者の眼に映じたる當時の國際情勢」(以下三頁)は、自由民権運動に内在するナショナリズムを考察しようという意圖のもとに、明治十年代前半の國際情勢を自由民権派がいかに認識していたかを、當時の民権派新聞の論説を通じてうかがおうとしたものであり、自由民権論における民権論と國權論の並存を、具體的に追究された論稿である。

自由民権運動の最高の理論的指導者として、植木枝盛・馬場辰猪の兩者をあげることは、だれしも異見のないところであらう。植

木に關しては、鈴木教授の長年にわたる研究があつたが、近時、家永教授の努力によりさらに敷衍され、枝盛の全貌はほとんど解明されるにいたつた。筆者も、先學の驥尾にふして、ささやかな一文を草したことがある(拙稿「明治九年の養子論争と権木枝」。「植木枝盛の人民主權論」(八四頁)は、鈴木教授の筆になる、彼の政治思想の核心を闡明された好論文である。

後者の馬場をめぐるつては、かねて西田氏が堅實な調査をすすめられていたが、本巻に收載された「馬場長猪」(頁以下)は、全編を改稿加筆された新稿ともいえる論文であつて、馬場研究としては、唯一の力編である。末尾に添加されている彼の著書論文目録は有益であるが、明治二十年六月、イウニング・スター紙に掲載され、政治的監獄改良論の白眉ともいわれる彼の「In A Japanese Cage」(「日本監獄論」)は、かつて、手塚豊教授の手により複製されていることを附記しておく(手塚豊「馬場長猪」「日本監獄論」。慶應義塾大學法學會誌第二〇號、昭和五年)。

明治二十年代における日本主義運動のもつともかがやけるイデオログのひとりであり、明治中期操觚界の巨峰である陸羯南を採りあげたのが、丸山教授の「陸羯南と國民主義」(頁以下)である。この時期にはいと、民權論と國權論の關係は、從來の潜在的な形からしだいに顯然たる態様を露呈してくるのであるが、いずれにせよ、この二つの思潮の推移變遷と、兩者の微妙な連關に、われわれは注視しなければならぬ。

岡谷教授稿「天皇制の確立過程とキリスト教」(二頁以下)は、天皇制國家機構が、逐次、整備されることにもない、しだいにあらわれたキリスト教への壓迫——天皇制ナショナリズムとキリスト教との

對立抗爭——を、日本キリスト教史上の重大問題として究明された論考であるが、舊作に大幅の削除補訂を加えられ、一讀して興味ふかい研究となつてゐる。

本書の最後を占める論策は、遠山氏の「民法典論争の政治史的考察」(二四七頁以下)である。明治史とくに法制史の分野において、民法典論争のもつ意義はきわめて大きい。周知のとおり、手塚教授の「明治二十三年民法(舊民法)における戸主權——その生成と性格——」(本誌第二六卷一〇號、第二七卷六號および八號、昭和二八―二九年)は舊民法の研究に一期を劃し、中村菊男教授の著作「近代日本の法的形成」(有信堂、昭和三年)は民法典論争性格論に決定的な役割をはたした。しかし、ひろく明治法典争議全體を、明治史の構造のなかに正確にとらえるためには、この遠山氏の業績の存在を、けつして無視すべきではあるまい。論旨に贅意を表しがない點はすくなくはないが、その反面、ふかい示唆にとむ個所のある事實を見逃すことはできない。この問題を理會するための、基本的文献たるをうしなわぬ、と筆者は考へる。

四

「本巻の主眼とする民權論から國權論への推移は、それが明治前期の日本史の重要問題であるといふにとどまらず、實に現代まで一貫するところの基本的動向の端緒をなすものとして、近代日本の歴史を考へるものが、いつもいちは立ちかへつて考へてみなければならぬ問題の出發點をなすという點で、いつそ重大な意義をもつている」とは、「解説」における家永教授の敘述であるが、まことに味うべき言ではなからうか。

明治前期の民権論から國權論への展開の思想史をただしくとらえることは、このように重要な課題であるが、本書に收められた貴重な先行業績を遺讀することにより、その基線はきわめて判然とするであらう。

以上、繁簡よろしきをえず、まことに杜撰な紹介をこころみただいであるが、執筆者諸氏の本旨をそこなう個所のすくなくなたであらう、とをおそれ、ひとえに御宥恕を乞いたい。

ともあれ、本書の公刊は時宜をえた擧であり、その意義は淺からぬものがある。ひろく大方に推奨するゆえんである。

おわりにのぞみ、この書を機縁として明治思想史の攻究が新しい局面を展開し、みのり多き研究のつぎつぎにあらわれることを、切に希求してやまぬものである。(御茶の水書房刊 B6判 二九八頁 頒價二五〇圓)